

議案第149号

さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第1条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員等</u>（国家公務員法（昭和2</p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員</u>（国家公務員法（昭和2</p>

22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

- (4) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5)~(7) [略]

- (8) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。))又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

- (4) 市及び国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。))の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5)~(7) [略]

(さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年さいたま市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例</u>（平成13年さいたま市条例第17号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第19条並びに<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び<u>さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例</u>（令和4年さいたま市条例第 号。以下「<u>市議会個人情報保護条例</u>」という。）第47条の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>実施機関</u> <u>さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例</u>（令和4年さいたま市条例第 号）第3条第1項に規定する実施機関をいう。 (2) <u>行政情報</u> <u>情報公開条例</u>第2条第2号に規定する行政情報をいう。 (3) <u>保有個人情報</u> <u>個人情報保護法</u>第60条第1項及び<u>市議会個人情報保護条例</u>第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。 <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>に対しては<u>情報公開条例</u>第11条の決定（以下「<u>行政情報開示決定等</u>」という。）に係る行政情報又は<u>個人情報保護法</u>第82条の決定（以下「<u>保有個人情報開示決定等</u>」という。）、<u>個人情</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例</u>（平成13年さいたま市条例第17号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第19条及び<u>さいたま市個人情報保護条例</u>（平成13年さいたま市条例第18号。以下「<u>個人情報保護条例</u>」という。）第30条の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会（以下「<u>審査会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>実施機関</u> <u>情報公開条例</u>第2条第1号及び<u>個人情報保護条例</u>第2条第3号に規定する実施機関をいう。 (2) <u>行政情報</u> <u>情報公開条例</u>第2条第2号及び<u>個人情報保護条例</u>第2条第8号に規定する行政情報をいう。 (3) <u>個人情報</u> <u>個人情報保護条例</u>第2条第1号に規定する個人情報をいう。 <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関</u>に対し、<u>情報公開条例</u>第11条各項の決定（以下「<u>行政情報開示決定等</u>」という。）に係る行政情報又は<u>個人情報保護条例</u>第18条各項の決定（以下「<u>個人情報開示決定等</u>」という。）に係</p>

報保護法第93条の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を、議会に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は市議会個人情報保護条例第26条の決定（以下「議会保有個人情報開示決定等」という。）、市議会個人情報保護条例第36条の決定（以下「議会訂正決定等」という。）若しくは市議会個人情報保護条例第43条の決定（以下「議会利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報及び保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関及び議会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は保有個人情報開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を、議会に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は議会保有個人情報開示決定等、議会訂正決定等若しくは議会利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関及び議会の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人、参加人、情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は市議会個人情報保護条例第47条の規定により審査会に諮問をした議長（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

る個人情報若しくは同条例第26条第1項若しくは第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報及び個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政情報開示決定等に係る行政情報又は個人情報開示決定等若しくは訂正決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人、参加人又は情報公開条例第19条第1項若しくは個人情報保護条例第30条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第3条 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例</u>（平成13年さいたま市条例第17号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）に基づく情報公開制度並びに<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成15年法律第57号。以下「<u>個人情報保護法</u>」という。）、さいたま市<u>個人情報の保護に関する法律施行条例</u>（令和4年さいたま市条例第 号。以下「<u>個人情報保護法施行条例</u>」という。）及びさいたま市議会の<u>個人情報の保護に関する条例</u>（令和4年さいたま市条例第 号。以下「<u>市議会個人情報保護条例</u>」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>情報公開条例並びに個人情報保護法、個人情報保護法施行条例及び市議会個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書について、<u>特定個人情報保護評価に関する規則</u>（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項</p> <p>2 審議会は、<u>個人情報保護法施行条例又は市議会</u></p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例</u>（平成13年さいたま市条例第17号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）に基づく情報公開制度及びさいたま市<u>個人情報保護条例</u>（平成13年さいたま市条例第18号。以下「<u>個人情報保護条例</u>」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>実施機関</u>（<u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。</u>）の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>個人情報保護条例</u>の規定により<u>実施</u></p>

<p><u>個人情報保護条例</u>の規定により審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>関係実施機関</u>（<u>個人情報保護法施行条例第3条第1項に規定する実施機関をいう。</u>）及び<u>議会</u>の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p><u>機関</u>が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、<u>関係実施機関</u>の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の行政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。